

富山県内各市町村の移住・定住に係る支援制度一覧(その他)



市町村	項目	内容	URL	お問合せ先	お問合せTEL
富山市	移住支援事業	<p>東京23区に在住または勤務していた方が本市へ移住し、起業または就業等した場合、移住支援金を交付する。</p> <p>1. 補助対象者(下記のすべてを満たす者)</p> <p>(1)本市に住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上東京23区に在住または通勤しており、住民票を移す直前に、連続して1年以上東京23区に在住又は通勤していたこと</p> <p>(2)富山市に移住後1年以内であること(住民票により判断)</p> <p>(3)起業、就業等したこと</p> <p>【就業の場合】①～③のいずれか</p> <p>①一般の場合:対象法人(※1)に就業し、3ヶ月以上経過した方</p> <p>②専門人材の場合:対象事業(※2)を利用して就業した方</p> <p>③関係人口(※3)の場合:市内の企業に就業し、3ヶ月以上経過した方</p> <p>【テレワークの場合】</p> <p>自己の意思により移住し、富山市を生活の本拠とし、移住元の業務を引き続き行う方</p> <p>【起業の場合】</p> <p>①一般の場合:起業支援金(富山県が交付)の交付決定を受けた方</p> <p>②関係人口の場合:転入後1年以内に市内で起業した方(雇用保険を掛けている従業員を1人以上雇っていること)</p> <p>2. 補助内容</p> <p>(1)世帯で移住の場合:100万円</p> <p>※令和4年4月1日～令和5年3月31日に世帯で移住した場合、18歳未満の子ども1人につき、30万円加算</p> <p>※令和5年4月1日以降に世帯で移住した場合、18歳未満の子ども1人につき、100万円加算</p> <p>(2)単身で移住の場合:60万円</p> <p>《注》5年以内に富山県外へ転出や退職等により、対象外となった場合は、返還を求める</p> <p>※1 都道府県が開設する「マッチングサイト」で補助対象とされている法人</p> <p>※2 プロフェッショナル人材事業または先導的人材マッチング事業</p> <p>※3 富山市に住民票を移す前に、申請者またはその配偶者が市内に住宅を所有している、若しくは1年以上賃貸住宅を借りている方</p>	https://www.city.toyama.lg.jp/shisei/seisaku/1010755/1002498.html	企画調整課	076-443-2277
	富山市大学生等定住促進事業補助金	<p>富山市内にある大学等に入学するために、富山市外から富山市内へ転入(住民登録)した富山市在住の新生へ補助を行う。</p> <p>①自転車市民共同利用システム(アヴィレ)の定期パスを登録している学生</p> <p>【アヴィレ定期パス基本料(500円×12月分) 6,000円】</p> <p>②自動車運転免許取得のために自動車教習所に通い、自動車運転免許を取得した学生</p> <p>【自動車運転免許取得費用 30,000円】</p>	http://www.city.toyama.lg.jp/shisei/seisaku/1010755/1011704.html	企画調整課	076-443-2277
高岡市	高岡市移住支援金	<p>〔移住元〕</p> <p>・東京23区在住者または通勤者(移住直前に連続して1年以上かつ、直近10年間で通算5年以上)</p> <p>〔移住先〕</p> <p>・高岡市内(支援金申請後5年以上継続して居住する意思があること)</p> <p>①就業の方の場合</p> <p>(1)一般の場合</p> <p>・富山県のマッチングサイトに掲載された企業に就職される方</p> <p>(2)専門人材の場合</p> <p>・プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業される方</p> <p>②テレワークの方の場合</p> <p>・所属先企業からの命令ではなく、自己の意思により移住し、本市を生活の拠点とし、移住元での業務を引き続き行う方</p> <p>③起業の方の場合</p> <p>・企業支援金の交付決定を受けた方((公財)富山県新世紀産業機構に申請し、審査を受ける必要がある)</p> <p>〔交付額〕</p> <p>(1)2人以上世帯の場合:100万円</p> <p>※令和4年4月以降に18歳未満の世帯員を帯同して移住した場合、18歳未満の者1人につき、30万円を加算。</p> <p>※令和5年4月以降に18歳未満の世帯員を帯同して移住した場合、18歳未満の者1人につき、100万円を加算</p>	https://www.city.takao.toyama.jp/kikaku/wakuwakuworking.html	企画課	0766-20-1101
	奨学資金制度	<p>【荻布奨学金】給付型</p> <p>〔対象者〕</p> <p>高校・高等専門学校に在学し、成績優秀で経済的理由により修学困難な方で本人か家族が市内に住んでいる方</p> <p>〔給付金額〕月額8,000円</p> <p>【人づくり奨学資金】貸与型</p> <p>〔対象者〕大学や短大等に在学し、本市に保護者が住んでいる方で経済的理由により修学困難な方</p> <p>〔貸与金額〕国公立大学(院):50万円 国公立短大・専修学校:40万円 私立大学(院)・短大・専修学校:70万円</p> <p>〔返還免除制度〕卒業後、本市に居住し、住民税を納付する等の条件を満たす方に返還を一部免除(最大で貸与総額の50%を免除)する優遇制度がある。</p> <p>【たかおか留学奨学資金】貸与型</p> <p>〔対象者〕市内の大学等に在学する市外出身者</p> <p>〔貸与金額〕国公立大学(院):50万円 私立大学(院):70万円</p> <p>〔返還免除制度〕卒業後、本市に居住し、住民税を納付する等の条件を満たす方に返還を免除(最大で貸与総額の全額を免除)する優遇制度がある。</p>	https://www.city.takao.toyama.jp/ksomu/ksodate/shugaku/sedo.html	教育総務課	0766-20-1443
射水市	学生UIターン応援事業	<p>射水市LINE公式アカウントを登録・利用し、射水市へUターン・Iターンする県外の高等教育機関(大学、短期大学、専門学校等)に在学する学生へ支援を行う。</p> <p>【こられんか割】</p> <p>県外に居住し、県外の高等教育機関に在学する学生が、就職活動等のため市内企業等を訪問する際の交通費(自宅からの往復)の一部を補助する。</p> <p>・補助率2分の1(上限13,000円)。3回まで申請することが可能。</p>	https://www.city.imizu.toyama.jp/guide/svGuideDtI.aspx?servno=38140	観光・定住課	0766-51-6676

富山県内各市町村の移住・定住に係る支援制度一覧(その他)



市町村	項目	内容	URL	お問合せ先	お問合せTEL
魚津市	移住支援事業・マッチング支援事業(国事業)	<p>東京23区に5年以上継続して居住・勤務していた方が市内に転入し、県の指定する企業に就職等した場合、移住支援金を助成します。</p> <p>○移住元 ・住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区に在住又は通勤しており、かつ、住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区に在住又は通勤していた方 ※東京23区内の大学等に通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、通学期間も対象期間</p> <p>○移住先 ※以下のいずれかに該当する方 ・富山県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している企業に就職する方。 ・自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行う方。(テレワーク) ・直近3年間の内に2回以上、魚津市主催の、魚津市内で開催される市内での滞在を伴う事業に参加した方。</p> <p>○補助内容 世帯:100万円(18歳未満の者1人につき100万円を加算)、単身:60万円、起業する場合、更に200万円</p>	https://www.city.uozu.toyama.jp/guide/svGuideDtl.aspx?servno=14706	地域協働課 定住応援室	0765-23-1095
	子育て新婚世帯移住助成金	<p>市内の賃貸住宅に転入された子育て・新婚世帯に助成金を交付(電子地域通貨MiraPayでの交付)</p> <p>①子育て世帯(中学3年生以下のお子様がいる世帯) 40万円(3年間分割交付) ②新婚世帯(婚姻後2年以内の夫婦世帯) 20万円 ※①②は要件を満たせば、併用・追加申請可能 最大60万円交付 ※年齢や申請期限の要件あり</p>	https://www.city.uozu.toyama.jp/guide/svGuideDtl.aspx?servno=19997&cdkb=ctg&cd=1902	地域協働課 定住応援室	0765-23-1096
	新婚ライフわくわく応援補助金	<p>令和5年4月1日から令和6年3月31日の間に婚姻届けを受理された夫婦が、以下の対象世帯である時、住居費・引越費用を最大30万円補助 <対象世帯> ①婚姻日における年齢が夫婦ともに39歳以下の世帯 ②世帯全員の合計所得金額が500万円未満の世帯 ③魚津市内の民間賃貸住宅に住所を有する世帯</p>	https://www.city.uozu.toyama.jp/guide/svGuideDtl.aspx?servno=21686	地域協働課 定住応援室	0765-23-1096
	魚津水族館入館料減免	<p>魚津市内の中学生以下の入館料は無料 ただし、未就学児の入館は保護者(18歳以上)の同伴が必要</p>	https://www.uozu-aquarium.jp/info/	魚津水族博物館	0765-24-4100
氷見市	移住世帯生活応援金	<p>氷見市に転入した者方のうち、子育て世帯・新婚世帯など一定の要件を満たす者場合に10万円分の地域電子通貨を支給</p>	https://www.city.himi.toyama.jp/gyosei/soshiki/shinko/3/1/1654.html < https://www.city.himi.toyama.jp/gyosei/soshiki/shinko/3/1/1653.html >	移住定住推進課	0766-74-8190
	ぶり奨学プログラム	<p>ぶり奨学ローン及び氷見市が指定した国・県・市による奨学金について、卒業後10年以内に氷見市に戻ってきた場合、在学期間中に支払ったぶり奨学ローンの利子相当額と、卒業後返済した奨学金及びぶり奨学ローンの元金及び利子相当分について助成。 助成対象となる進学先:富山県および石川県以外に所在する大学(大学院を除く)、短期大学、高等専門学校(4・5年次)、専修学校(専門課程)、その他これらの学校と同等の学位又は称号が得られる教育施設で市長が認めるもの 助成限度額:240万円(在学中および卒業時の借入残高に応じて決定)</p>	https://www.city.himi.toyama.jp/gyosei/soshiki/sosei/4/1398.html	地方創生推進課	0766-74-8011
	浄化槽整備事業	<p>個人で合併浄化槽を設置しようとする方に、設置費用の一部を助成。</p>	https://www.city.himi.toyama.jp/gyosei/soshiki/jogesuido/1/5/1246.html	上下水道課	0766-74-8207
	電気料金の割引	<p>市外からの転入者が氷見ふるさとエネルギー株式会社で電気契約された場合、毎月300円の値引き(3年間)+地域商品券3000円分プレゼント(3年以降も値引きあり) 一定の要件を満たす県外からの転入世帯はさらに毎月5%または1%値引き(1年間)</p>	https://himi-furuene.jp	氷見ふるさとエネルギー株式会社	0866-54-5200

富山県内各市町村の移住・定住に係る支援制度一覧(その他)



市町村	項目	内容	URL	お問合せ先	お問合せTEL
滑川市	移住支援事業	<p>東京23区に在住または勤務していた方が滑川市へ移住し、起業または就業等した場合、移住支援金を交付する。</p> <p>1. 補助対象者(下記のすべてを満たす者)</p> <p>(1) 滑川市に住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上東京23区に在住または通勤しており、住民票を移す直前に、連続して1年以上東京23区に在住又は通勤していたこと</p> <p>(2) 滑川市に移住後1年以内であること(住民票により判断)</p> <p>(3) 起業、就業等したこと</p> <p>【就業の場合】①～③のいずれか</p> <p>① 一般の場合: 対象法人(※1)に就業し、3ヶ月以上経過した方</p> <p>② 専門人材の場合: 対象事業(※2)を利用して就業した方</p> <p>③ 関係人口(※3)の場合: 市内の企業に就業し、3ヶ月以上経過した方</p> <p>【テレワークの場合】</p> <p>自己の意思により移住し、滑川市を生活の本拠とし、移住元の業務を引き続き行う方</p> <p>【起業の場合】</p> <p>① 一般の場合: 起業支援金(富山県が交付)の交付決定を受けた方</p> <p>② 関係人口の場合: 転入後1年以内に市内で起業した方(雇用保険を掛けている従業員を1人以上雇っていること)</p> <p>2. 補助内容</p> <p>1世帯あたり最大100万円(単身の場合は60万円)</p> <p>令和5年4月以降に世帯で移住した場合、18歳未満の子ども1人につき、100万円加算</p> <p>(注)5年以内に富山県外へ転出や退職等により、対象外となった場合は、返還を求める</p> <p>※1 都道府県が開設する「マッチングサイト」で補助対象とされている法人</p> <p>※2 プロフェッショナル人材事業または先導的人材マッチング事業</p> <p>※3 滑川市に住民票を移す前に、申請者またはその配偶者が市内に住宅を所有している、若しくは1年以上賃貸住宅を借りている方で申請者及び配偶者がともに40歳未満のもの</p>	https://www.city.namerikawa.toyama.jp/shiki/4/9/iju/4554.html	企画政策課	076-475-2119
黒部市	移住支援事業	<p>東京23区に在住または通勤していた方が本市へ移住し、就業もしくは起業した場合に、移住支援金を支給する。</p> <p>1. 補助対象者(下記の①～③の要件をすべてを満たす者)</p> <p>① 移住元の要件</p> <p>住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住または通勤していたこと。</p> <p>※東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、通学期間も対象。</p> <p>② 移住先の要件</p> <p>黒部市に移住後3か月以上1年以内で、かつ支援金申請後5年以上継続して居住する意思がある</p> <p>③ 就業等の要件</p> <ul style="list-style-type: none"> 勤務地が東京圏以外の地域または東京県内の条件不利地域に所在する 就業の場合は富山県のマッチングサイトに掲載された企業に就職し、3か月以上経過している 自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行う(テレワーク) 起業の場合は富山県が実施する起業支援事業に係る交付決定を受けている <p>2. 補助内容</p> <p>単身で移住: 60万円</p> <p>2人以上の世帯で移住: 100万円</p> <p>(ただし、18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は、18歳未満の者一人につき100万円を加算)</p>		地域協働課	0765-54-2111 (内線3141)
	結婚新生活支援事業	<p>夫婦ともに39歳以下で、夫婦の所得が合算して500万円未満である場合、婚姻に伴う住居費、リフォーム費用、引越費用を補助。(上限30万円)</p>		地域協働課	0765-54-2111 (内線3141)

富山県内各市町村の移住・定住に係る支援制度一覧(その他)



市町村	項目	内容	URL	お問合せ先	お問合せTEL
砺波市	浄化槽設置補助	○浄化槽設置整備事業補助金（設置費に関する補助） 対象者 ・下水道整備を計画していない地域 ・下水道整備区域内で下水道の完了に相当の期間を要する地域 ・対象地域内の居住用住宅・公民館・ホテル・旅館等 補助額 5人槽～10人槽まで 40万円～66万円 ○浄化槽維持管理事業補助金（維持管理費に関する補助） 対象者 ・下水道の使用ができない地域において合併処理浄化槽を使用している居住用住宅及び公民館等 補助額 5人槽～10人槽まで 2万円～3万1千円(10人槽以上はご相談ください) ※ 詳細はURLをご確認ください。	http://www.city.tonami.toyama.jp/service/1300855323.html	上下水道課	0763-33-1463
	散居景観保全事業	「散居景観を活かした地域づくり協定」をむすんだ地区内の屋敷林の維持管理に要する費用の1/2を助成(上限:枝打ち20万円、育成15万円)	https://www.city.tonami.lg.jp/info/45902p/	農地林務課	0763-33-1431
	生け垣設置補助	生け垣植栽に要する樹木および資材の購入費の1/2について助成(上限30万円)	http://www.city.tonami.toyama.jp/service/1342589700.html	農地林務課	0763-33-1433
	生ごみ処理容器等購入補助	生ごみ処理容器等購入費の1/3を助成(上限:簡易生ごみ処理容器 3千円、電気式生ごみ処理機 1万円)	http://www.city.tonami.toyama.jp/service/1300858327.html	市民生活課	0763-33-1372
	移住支援	東京23区(在住又は通勤)から砺波市に移住し、中小企業に新規就業した方又は起業した方に支給 2人以上の世帯 100万円/世帯 単身世帯 60万円/世帯 18歳未満の世帯員がいる場合は1人当たり30万円が加算。(18歳未満の世帯員が配偶者の場合は対象外)	https://www.city.tonami.lg.jp/info/45902p/	市民生活課	0763-33-1172
	奨学金支援事業	本市の大学生等対象の奨学資金を貸与された方で、返還時において市内に居住し条件を満たしている場合、返還額の一部(給付型の場合は全部)を免除します。(Uターン者等特約) ・返還を支援(返還期間10年間で上限72万円) ・返還期間中(10年間)の請求について、年毎の免除申請に基づき、その年の請求額の1/2を免除(給付型の場合は全部を免除)	https://www.city.tonami.lg.jp/service/2762p/	教育総務課	0763-33-1508
出産祝い	赤ちゃんの誕生を祝福する砺波オリジナルスタイ(まえかけ)を贈呈する。			市民生活課	0763-33-1372
小矢部市	合併処理浄化槽設置整備事業補助金	下水道未整備区域において、住宅用の合併処理浄化槽を設置する場合、浄化槽の規模に応じて補助を行います。	https://www.city.oyabe.toyama.jp/kurashi/1002194/1002233/1002235.html	上下水道課	0766-67-1760
南砺市	南砺市奨学資金	市が実施する貸与型の奨学金。 高等学校・高等専門学校・自宅:10,000円以内/自宅外:30,000円以内 専修(専門)学校・短期大学・・・大学・自宅・自宅外:35,000円以内		教育総務課	0763-23-2012
	結婚新生活支援事業	令和5年3月1日以後に結婚した、夫婦ともに39歳以下で世帯所得が500万円未満の世帯に対し、婚姻に伴う住宅賃借費用(家賃・共益費・敷金、礼金、仲介手数料)、引越費用、リフォーム費用を補助します。(夫婦ともに29歳以下は上限60万円、左記以外は上限30万円(いずれも1世帯あたり))		南砺で暮らしません課	0763-23-2037
	奨学金返還支援金	【対象者】 ・南砺市奨学資金、富山県奨学資金、独立行政法人日本学生支援機構の貸与奨学金を受けており、令和5年4月1日以降から返還が開始する方。 ・令和6年1月1日以前に6か月以上南砺市に住民票があり、引き続き5年以上市内に住み続ける意思がある方 【対象年齢】 18歳以上34歳以下 【支援額】 ●市内中小企業に就職される方 24万円/年(5年間) ※上限2万円/月と毎月の返還額のいずれか少額 ●上記以外 12万円/年(5年間) ※上限1万円/月と毎月の返還額のいずれか少額		南砺で暮らしません課	0763-23-2037
住みたい南砺応援金	【対象者】(以下の要件をすべて満たす方) ・市外に5年以上住んでいた方 ・令和5年1月1日以降に南砺市街から天融資、5年以上南砺で住み続ける意思がある方 ※大学生等・・・大学卒業の翌々年度までに就職し、市内から通勤している方 ・申請される年度の1月1日(基準日)において、定住期間が基準日から6か月以上12か月以内である方 ・市税の滞納がない方 ・市が行うアンケート調査等へ協力する方(1月に実施) 【種類・金額】 ●Uターン応援金 10万円/年(3年間) 18歳以上34歳以下 ●Uターン応援金 5万円/年(3年間) 18歳以上34歳以下 ●ウェルカム応援金 3万円/年(1年間) 0歳以上17歳以下または35歳以上64歳以下		南砺で暮らしません課	0763-23-2037	

富山県内各市町村の移住・定住に係る支援制度一覧(その他)



市町村	項目	内容	URL	お問合せ先	お問合せTEL
上市町	三世代世帯推進事業	<p>【給付金額】 1人目の孫…月額10,000円 2人目以降の孫…月額5,000円</p> <p>【交付期間】 計画書を提出した日又は対象となった日の属する月から起算して、孫1人につき満3歳になる日が属する月まで交付する。 ※給付金の交付は、孫1人につき1回に限る。</p> <p>【対象要件】 ・同一棟(一戸建)、同一居室(集合住宅)に世帯全員居住し、住民基本台帳で同一世帯登録となっていること。 ※孫…生後6か月から満3歳に達するまでの乳幼児で、保育所、幼稚園、認定こども園等を利用してないものをいう。</p>	https://www.town.kamii.chi.toyama.jp/page/1423.html	企画課企画班	076-472-2473
	奨学資金	<p>【対象要件】 ・本人又はその保護者が町内に住所を有すること。 ・本人又はその保護者が町税を滞納していないこと。 ・経済的理由により修学に困難があると認められる者 ・就学意欲があり、勉学に励んでいると学校長からの推薦がある者</p> <p>〈支給〉 高等学校・高等専門学校(1年生から3年生まで)月額5,000円 高等専門学校(4年生から5年生)(専攻科含む。)月額8,000円 短期大学(専修学校専攻過程を含む。)月額8,000円 大学 県内 月額8,000円以内 県外 月額10,000円</p> <p>〈貸与〉 大学 県内 月額30,000円 県外 月額40,000円 ※無利子。卒業後、町内居住を条件に一部返済免除あり。</p>	https://www.town.kamii.chi.toyama.jp/page/1740.html	教育委員会事務局 学校教育班	076-472-2421
	奨学資金融資に係る利子補給	<p>【対象要件】 ・町内に住所を有し、学資の支弁が困難で、町内に本支店のある金融機関から奨学資金の融資を受けた者であること。</p> <p>【利子補給金】 ・対象となる融資額は、年間授業料相当額(100万円限度) ・対象となる借入利率は、年2%限度 ・補給期間は、学校(高等学校、高等専門学校、大学)の正規の就学期間</p>		教育委員会事務局 学校教育班	076-472-2421
	奨学金返済支援事業	<p>【対象期間】 奨学金返済開始から起算して10年間(最大120ヶ月分)</p> <p>【補助要件】 ・町に住民票があり、申請した月より10年以上定住する意思があること。 ・町内に本社のある事業所もしくは町内の事業所(サテライトオフィスを含む)に正規雇用されていること。または、町内において、個人で農業その他事業を営んでいること。 ・返済開始から10年以内であること。 ・町税等及び奨学金の返済を滞納していないこと。</p> <p>【補助金額】 年度内に返済した奨学金の額の2分の1(最大10万円/年)</p> <p>【対象奨学金】 ・日本学生支援機構 第一種・第二種奨学金(第二種は元金のみ) ・富山県奨学資金</p>	https://www.town.kamii.chi.toyama.jp/page/1940.html	企画課企画班	076-472-2473
	ふるさと同級会応援事業	<p>【補助金額】 1団体あたり20,000円 ※事業が20,000円に満たない場合は、その実績額を交付する。</p> <p>【補助要件】 ・町内の店舗等で開催されること。 ・出席者に対して、町が提供する移住・定住などに関するパンフレットの配布及び周知を行うこと。 ・出席者数が15人以上(うち町外に住所を有する出席者数が5人以上)となること。 ※上記すべて満たすこと。</p>	https://www.town.kamii.chi.toyama.jp/page/1421.html	企画課企画班	076-472-2473
	奨学資金	<p>【立山町奨学金】 《対象者》 ・高校や大学等(短大・大学院を含む)に在学する方、またはその家族(立山町民)。 ・成績優秀、品行方正で経済的な理由により修学困難な方、など。 《奨学金(給付型)》 ①高校生等への奨学金(給付型)…月額1万円(卒業まで) ②高度な研究を目的とする大学生等への奨学金(給付型)…入学金及び年間授業料相当額(上限150万円) ③海外大学に留学する大学生等への奨学金(給付型)…留学準備金相当額(50万円以内)</p>		教育課 教育政策係	076-462-9981
	奨学金返還助成	<p>【立山町教育ローン等返済応援補助金】 高等学校等への就学や大学等への修学に係る教育資金の融資を受けた方で、対象学校を卒業後に就職し、本町に1年以上在住している場合に、返済する教育資金の一部を補助。(最長10年間)</p> <p>《補助金額》 ①高等学校・県内の大学等を卒業し就職した場合…前年度返済額の5割(上限12万円) ②県外の大学等を卒業し就職した場合…前年度返済額の5割(上限24万円) ※「立山町米百俵基金」に寄付いただいた企業に就職した場合は、 ①6割(上限15万円)、②6割(上限30万円)</p>	https://www.town.tateyama.toyama.jp/soshikikarasagasu/kvoikuka/kv-oikukikakugakari/2/1/844.html	教育課 教育政策係	076-462-9981

富山県内各市町村の移住・定住に係る支援制度一覧(その他)



市町村	項目	内容	URL	お問合せ先	お問合せTEL
立山町	奨学資金融資にかかる利子補給及び保証金補給	奨学資金の融資及び貸与を受けられた方に対し、利子補給金及び保証金補給金を交付。 《対象者》 高校や大学(大学院を除く)、専門学校等に在学する方またはその家族(立山町民) 《利子補給》 前年度に支払った利子額 《保証金補給》 前年度に支払った保証金額 ※利子補給額と保証金補給額を合わせて上限額10万円	https://www.town.tateyama.toyama.jp/soshikikarasagasu/kyoikuka/kyoikukakugakari/2/1/1271.html	教育課 教育政策係	076-462-9981
	町営住宅等新婚・子育て世帯移住定住支援事業	町営住宅に入居する新婚・子育て世帯を対象に、行政ポイント(たてポカードのポイント)を付与する。 《付与数》 10,000ポイント/月 ※最長4年	https://www.town.tateyama.toyama.jp/ijusuru/2480.html	企画政策課 まちづくり係	076-462-9980
入善町	入善町移住者就業支援金	[移住元] ・東京23区在住者または通勤者(移住直前に連続して1年以上かつ、直近10年間で通算5年以上) [移住先] ・入善町内(支援金申請後5年以上継続して居住する意思があること) ①就業の方の場合(次のいずれかに該当する方) ・富山県のマッチングサイトに掲載された企業に就職される方 ・プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業される方 ・自己意志により移住し、テレワークにより移住元での業務を引き続き行う方 ・入善町が定める関係人口の要件に該当する方 ②起業の方の場合 ・企業支援金の交付決定を受けた方((公財)富山県新世紀産業機構に申請し、審査を受ける必要がある) [支援金額] 1世帯あたり最大100万円(単身の場合は60万円) 令和5年4月以降に世帯で移住した場合、18歳未満の子ども1人につき、100万円加算 (注)5年以内に富山県外へ転出や退職等により、対象外となった場合は、返還を求める	https://www.town.nyuzen.toyama.jp/iju_teiju/shien/2902.html	住まい・まちづくり課	0765-72-3841
	奨学資金制度	【対象者】 入善町に居住する世帯の子女で、学校長の推薦がある方 【奨学金額】 給与… 高等学校及び高等専門学校(1～3年生)。 学用品相当額(返済の必要はありません) 貸与… 高等専門学校(4年～5年生)及び大学生 月額5万円(無利子で、元金のみ15年で分割返済)	https://www.town.nyuzen.toyama.jp/gyosei/kyoiku_bunka_sports/kyoiku/5/2048.html	教育委員会事務局 学校教育係	0765-72-3854
	Uターン促進 奨学金制度	大学卒業後、入善町に5年以上居住される方の奨学金返済金を一部減免します。	https://www.town.nyuzen.toyama.jp/gyosei/kyoiku_bunka_sports/kyoiku/5/2048.html	教育委員会事務局 学校教育係	0765-72-3854

富山県内各市町村の移住・定住に係る支援制度一覧(その他)



市町村	項目	内容	URL	お問合せ先	お問合せTEL
朝日町	地域おこし協力隊退任後定住 応援事業	地域おこし協力隊退任後も引き続き、朝日町に住む場合、退任翌月に250千円、その1年後の同月に250千円を支給する。ただし、原則、任期を1年以上経過した者に限る。		住民・子ども課	0765-83-1100 (内線154)
	地域おこし協力隊起業・事業承 継支援事業	町内での起業又は事業承継を行う地域おこし協力隊に対し、1,000千円を補助する		住民・子ども課	0765-83-1100 (内線154)
	加藤・森島奨学金給与事業	【奨学生の要件】 ・保護者等が町内に住所を有し、学資の支弁が困難な者。 ・身体強健かつ品行方正で学業成績が優秀な者。 ・高校以上の学校で、在学した学校長又は現に在学する学校長の推薦がある者。 【奨学金の額】 高校又は同程度の学校 月額8,000円 大学又は同程度の学校 月額15,000円		教育委員会事 務局 学校教育係	0765-83-1100
	児童生徒体操服支援事業	朝日町立小学校に入学する新1年生を対象として体操服購入支援申請書(引換券)を保護者に支給する。		教育委員会事 務局 学校教育係	0765-83-1100